

動産り災申告書記載要領

(1の欄)

り災物件と申告者との関係は、あてはまるものを○で囲んでください。

(3の欄)

- 1 火災保険の加入が数社ある場合は、すべて記入してください。
- 2 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

(4の欄)

- 1 品名・数量の欄は、動産の品名ごとに数量を記入してください。

例)

背広3, くつ類30, 下着類50, 食器類150, 本300, 化粧品80等

- 2 り災別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。

- (1) 焼 損：火災によって焼けた物及び熱によって炭化、熔融、破損したものなど
- (2) 爆 発：爆発により、壊れたものなど
- (3) その他：消火のために受けた水損、破損、汚損など、煙により汚れたものなど、運び出す時に壊れたものなど

- 3 損害見積額又は購入時価格の欄は、り災した物件の使用年数等を考慮して、被害の程度により損害額を見積もり、点線の左欄に記入してください。また、損害額が見積もれない場合は、点線の右欄に購入時の価格と(圓 年)内に使用年数を記入してください。

なお、使用年数は整数とし、1年未満の端数は切り捨てとします。

備 考

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、動産のあった建物ごと、世帯ごとに提出してください。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 4 あなたに連絡する場合の連絡先の電話がありましたら、その電話番号を記入してください。
- 5 火災によるり災証明を発行する場合、この申告書が出ていると早く発行することができます。
- 6 この申告書でわからないことがありましたら、下記消防署までご連絡ください。

危険物係

石 神 井 消 防 署

出張所

電 話 03-3995-0119

